障がい者雇用を進める事業主の皆様へ

障がい者の雇用支援ガイド

障がい者の雇用維持・雇用機会の拡大に取組む事業主の皆様をサポートする

国や大阪府等の主な支援制度をご紹介します。

●支援学校等生徒の職場実習の受入れにご協力をお願いします。

●福祉施設利用者の積極的な採用にご理解をお願いします。

●障がい者が働く福祉施設や訓練施設への業務発注にご協力をお願いします。

令和５年８月

大阪府

**9**

**2**

**7**

**3**

**P14～P17**

**障がい者の雇用を支援する機関・施設**

**(お問合せ先)**

**障がい者雇用に積極的な企業に対する税制優遇制度**

**障がい者雇用に積極的な企業に対する融資制度**

**府の発注業務等における障がい者雇用の評価　　(行政の福祉化の取組み)**

**障がい者の雇用・就労に関する大阪府からのお願い**

**5**

**6**

**8**

**P８～P９**

**P９～P10**

**P10**

**P10～P14**

**P７～P８**

**P５～P７**

**P４～P５**

**P２～P４**

**障がい者雇用を進めるための専門的な助言・援助**

**障がい者雇用を進めるための人材の紹介**

**4**

**障がい者雇用を進めるための助成金等**

**１**

**p10**

**障がい者雇用に積極的な企業に対する表彰制度・**

**認定制度・PR**

**障がい者の雇用支援ガイド　目次**

**p2～p4**

**p4～p5**

**p5～p7**

**p7～p8**

**p8～p9**

**p9～p10**

**7**

**府の発注業務に対する障がい者雇用の評価**

**p10**

**8**

**障がい者の雇用・就労に対する大阪府からのお願い**

**p10～p14**

**9**

**障がい者の雇用を支援する機関・施設**

**p14～p17**

１

障がい者雇用を進めるための助成金等

☆障がい者の試行的な雇入れの場合に受けられる助成金

■トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先　ハローワーク P14)

「障害者トライアル雇用」は、障がい者を原則３か月間（精神障がい者については、原則６か月以上１２か月以内）試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。一定の要件を満たした場合は、支給対象者１人につき月額最大４万円、最長３か月間助成。なお精神障がい者の場合は、最長６か月間の助成となり、最初の３か月は月額最大８万円、４か月目以降は月額最大４万円の助成金が支給されます。

※精神障がい者または発達障がい者のうち、週２０時間以上の就業時間での勤務が難しい人を雇用する場合、週１０時間以上２０時間未満の短時間勤務から開始し、職場への適応状況や体調に応じ、トライアル雇用期間中に週２０時間以上を目指す「障害者短時間トライアルコース」もあります。（一定の要件を満たした場合、支給対象者１人につき月額最大4万円（最長１２か月間）の助成金が支給されます。）

☆障がい者を雇い入れた場合に受けられる助成金

■特定求職者雇用開発助成金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先 大阪労働局 助成金センター　P14)

○特定就職困難者コース

身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し、賃金の一部が助成されます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象労働者 | | 企業規模 | 助成対象期間 | 支給総額 |
| 短時間労働者以外 | (1)身体障がい者、知的障がい者（(2)に該当する者を除く） | 中小企業以外 | １年 | ５０万円 |
| 中小企業 | ２年 | １２０万円 |
| (2)重度障がい者、精神障がい者、４５歳以上の身体障がい者・知的障がい者 | 中小企業以外 | １年６月 | １００万円 |
| 中小企業 | ３年 | ２４０万円 |
| 短時間労働者 | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者 | 中小企業以外 | １年 | ３０万円 |
| 中小企業 | ２年 | ８０万円 |

○発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障がい者、難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し助成されます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象労働者 | 企業規模 | 助成対象期間 | 支給総額 |
| 短時間労働者以外 | 中小企業以外 | １　年 | ５０万円 |
| 中小企業 | ２　年 | １２０万円 |
| 短時間労働者 | 中小企業以外 | １　年 | ３０万円 |
| 中小企業 | ２　年 | ８０万円 |

☆障がい者の雇用を継続するために受けられる助成金

■キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）・・・・・・・(お問合せ先 大阪労働局　助成金センター P14)

障がい者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、次の①または②のいずれかに該当する措置を継続的に講じた場合に助成されます。

① 有期雇用労働者を正規雇用労働者（多様な正社員を含む）または無期雇用労働者に転換すること

② 無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 支給対象者 | 措置内容 | 支給額 | 支給対象期間 | 各支給対象期における  支給額 |
| 重度身体障がい者、重度知的障がい者および精神障がい者 | 有期雇用から正規雇用への転換 | 120万円  （90万円） | １年  （１年） | 60万円×２期  （45万円×２期） |
| 有期雇用から無期雇用への転換 | 60万円  （45万円） | 30万円×２期  （22.5万円×２期） |
| 無期雇用から正規雇用への転換 | 60万円  （45万円） | 30万円×２期  （22.5万円×２期） |
| 重度以外の身体障がい者、重度以外の知的障がい者、発達障がい者、難病患者、高次脳機能障がいと診断された者 | 有期雇用から正規雇用への転換 | 90万円  （67.5万円） | 45万円×２期  （33.5万円※×2期）  ※第２期の支給額は34万円 |
| 有期雇用から無期雇用への転換 | 45万円  （33万円） | 22.5万円×２期  （16.5万円×２期） |
| 無期雇用から正規雇用への転換 | 45万円  （33万円） | 22.5万円×２期  （16.5万円×２期） |

（）内は中小企業以外の額です。支給対象者1人あたり、上記の額を支給します。支給対象期間１年間のうち、最初の6か月を第１期、次の6か月を第２期といいます。詳しくは助成金センターまで。

■障害者雇用納付金制度に基づく助成金・・・・・・・(お問合せ先　独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用  
支援機構大阪支部　高齢・障害者窓口サービス課　Ｐ15)

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 内容 |
| 障害者作業施設設置等助成金 | 障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障がい者が障がいを克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設または設備（以下「作業施設等」といいます。）の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。  　なお、対象となる障がい者が雇用され、または職場復帰もしくは人事異動等から６か月を超える期間が経過しており、作業施設等の設置または整備を行う十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。 |
| 障害者介助等助成金 | 障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。  なお、「職場介助者の配置または委嘱助成金」及び「手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金」は、対象となる障がい者が雇用されて１年以上経過しており、介助等に十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。  また、「職場支援員の配置または委嘱助成金」は、対象障がい者の雇い入れ、勤務時間延長、配置転換等から6か月以内に職場支援員を配置または委嘱することとなっており、「職場復帰支援助成金」は、対象障がい者の職場復帰を促進するため、職場復帰の日から3か月以内に職場復帰のための措置を開始し、休職期間中も含めて、常用雇用労働者としての雇用を継続する事業主であることとなっています。 |
| 職場適応援助者助成金 | 職場適応に課題を抱える障がい者に対して、訪問型・企業在籍型職場適応援助者による支援を実施する場合に、その費用の一部を、期間を定めて助成するものです。 |
| 重度障害者等通勤対策助成金 | 重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者または通勤が特に困難と認められる身体障がい者を労働者として雇用する事業主、またはこれらの重度障がい者等を雇用している事業主が加入する事業主の団体が、これらの障がい者の通勤を容易にするための措置を行わなければ継続雇用が困難であると認められる場合にその費用の一部を助成するものです。  　なお、対象となる障がい者が雇用されて６か月を超える期間が経過しており、その通勤を改めて容易にする必要がないと判断される場合は、中途障がい者となった場合または障がいの重度化が認められる場合もしくは人事異動等を除き、助成対象とはなりません。 |

※上記は助成金の一部です。詳しくは高齢・障害者窓口サービス課まで。

☆障害者雇用納付金・調整金・報奨金

■障害者雇用納付金制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先　独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用  
支援機構大阪支部　高齢・障害者窓口サービス課 P15)

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 内容 |
| 障害者雇用納付金 | 常時雇用している労働者数が100人を超える障がい者雇用率（2.3%）未達成の事業主は、法定雇用障がい者数に不足する障がい者数に応じて1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。 |
| 障害者雇用調整金 | 常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で、障がい者雇用率（2.3%）を超えて障がい者を雇用している場合は、その超えて雇用している障がい者数に応じて1人につき月額27,000円の障害者雇用調整金が支給されます。 |
| 報奨金 | 常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障がい者数の年度間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者数の4％の年度間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて障がい者を雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障がい者の人数に21,000円を乗じて得た額の報奨金が支給されます。 |
| 在宅就業障害者特例調整金・報奨金 | 障害者雇用納付金申告もしくは障害者雇用調整金申請事業主であって、前年度に在宅就業障がい者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「調整額（21,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障がい者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例調整金が支給されます。  なお、法定雇用率未達成企業については、在宅就業障害者特例調整金の額に応じて、障害者雇用納付金が減額されます。  報奨金申請事業主であって、前年度に在宅就業障がい者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「報奨額（17,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障がい者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例報奨金が支給されます。 |
| 特例給付金 | 特に短い時間であれば働くことができる障がい者である労働者を雇用する事業主に対する支援として、“特例給付金”が支給されます。支給額は、申請対象期間に雇用していた対象障がい者数に月額7,000円を乗じた額となります (常用雇用労働者100人以下事業主の場合は、5,000円を乗じる。)。  支給対象となる障がい者は、①障がい者手帳等を持つ者、②１年を超えて雇用される障がい者（見込みを含む）、③週所定労働時間が１０時間以上２０時間未満の障がい者となります。 |

障がい者雇用を進めるための専門的な助言・援助

２

大阪障害者職業センター大阪支部

■事業主支援計画に基づく体系的支援・・・(お問合せ先　大阪障害者職業センター又は南大阪支所 P15)

大阪障害者職業センター大阪支部

大阪障害者職業センター大阪支部

大阪障害者職業センター大阪支部

障がい者の雇用管理に具体的な課題を抱え、その解決に継続的な支援が必要な事業主に対し、障害者職業カウンセラーが提案する事業主支援計画に基づき、体系的な支援を行います。

《支援の内容》

○雇入れ支援…雇用理念の確立、雇い入れ計画、配置・職務設計・作業環境の整備、労働条件障がい者の教育・訓練・指導方法、従業員への教育等に関する助言・援助を行います。

○定着支援…在職中の障がい者の配置転換・職務再設計・作業環境の整備、労働条件、障がい者の教育・訓練・指導方法、従業員への教育等に関する助言・援助を行います。

○雇用管理サポート講座…障がい者雇用に関して、グループワーク等を通じて雇用管理上の課題解決の糸口を掴む契機を提供するとともに、課題解決のための助言・援助を行います。

○障害者雇用支援人材ネットワーク事業…障がい者の雇用管理に関し、地域の障害者雇用管理サポーター(協力専門家)と連携して、相談、助言、援助を行います。

○各種情報提供…障がい特性、障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度、各種助成金制度、行政サービス等についての情報提供を行います。

■職場適応援助者(ｼﾞｮﾌﾞｺｰﾁ)による支援 (お問合せ先 大阪障害者職業センター又は南大阪支所 P15)

障がい者が円滑に職場に適応することができるよう、大阪障害者職業センター及び南大阪支所又は地域の社会福祉法人等に所属する職場適応援助者（ジョブコーチ）が事業所に出向き、障がい者及び事業主の双方に対して、障がいの特性に応じた直接的できめ細やかな支援を行います。

支援期間については、個別に必要な期間を設定しますが、標準は、２～３か月です（１～８か月の範囲内で、個別の状況に応じて設定します。）

　《事業主への支援例》

　　　○障がい特性の理解と、障がいに配慮した対応方法についての助言・援助

　　　○作業内容、作業工程、作業補助具などの設定についての助言・援助

　　　○効果的な指導方法についての助言・援助

　　　○家庭との連絡方法などについての助言・援助

■職場復帰(リワーク)支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先　大阪障害者職業センター P15)

メンタル不調により休職している従業員が円滑に職場復帰できるよう、主治医及び事業主との連携の下で、休職者に対する職場復帰に向けた準備及び再休職予防に係る支援を行います。また事業主に対し、必要に応じて職場復帰に係る労働条件、職務内容等の設定、上司・同僚等の理解の促進、家族・医療機関との連絡・連携等に関する支援を行います。支援期間は対象者個々に設定しますが、３～４か月程度が標準的です。

■ＩＴ支援機器を活用した障がい者雇用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先　大阪府ＩＴステーション P15)

大阪府ＩＴステーションでは、障がい者雇用をお考えの事業主の皆様に対して、以下のとおり障がい者雇用の相談や情報提供等のサポート行っています。

◾雇用する障がいのある方の障がい特性に対応するＩＴ支援機器等の相談や機器体験機会の提供

◾雇用の不安解消のための職場実習の相談や実技試験会場の提供

◾その他、障がい者雇用に関するIT支援情報の提供　など

詳しくは、お問い合わせ先までご連絡をお願いします。

■専門家派遣等による事業主支援・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先　大阪府障がい者雇用促進センター P15)

障がい者雇用に関する相談、各種セミナー・見学会の開催や職場実習受入れのコーディネート、働きやすい職場環境整備を行うための「雇用管理シート」の提供など、事業主の皆さまのご状況に応じきめ細やかな支援を行っています。

《サポート内容》

〇障がい特性の理解促進、雇用事例の紹介

○社内研修会・学習会への講師派遣（出前セミナー）

　　　　○業務の切り出しや雇用管理のアドバイス、職場定着のノウハウ提供

〇支援学校・職業訓練施設・先進事業所等見学のコーディネート

〇特例子会社設立のサポート　　など

障がい者雇用を進めるための人材の紹介

３

■ハローワークによる職業紹介等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先　ハローワーク　P14)

ハローワークでは、障がい者を対象とした求人の申込みを受け付けています。専門の職員が就職を希望する障がい者にきめ細かな職業相談を行い、就職した後は業務に適応できるよう職場定着指導も行っています。

その他、障がい者を雇用する事業主や雇用しようとしている事業主に、雇用管理上の配慮などについての助言や、必要に応じて地域障害者職業センターなどの専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。また、求人者・求職者が一堂に会する就職面接会も開催しています。

■障がい者雇用促進センターによる職業紹介・・・・・(お問合せ先　大阪府障がい者雇用促進センター P15)

障がい者を雇用しようとする事業主と、職業訓練施設で専門的な訓練を受けている職業訓練生・職業訓練修了生や、府庁で働いている障がい者(チャレンジ雇用)等とのマッチングを行っています。

障がい者雇用促進センターに求人情報を登録いただきますと、できるだけご要望に沿った人材をご紹介します。また、ご希望により、職業訓練施設等の見学をコーディネートします。

《求職者の例》

**【職業訓練生】**

◆施設内訓練の訓練生・訓練修了生

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 校・施設名 | 科目名 | 期間 | 対象者 |
| 大阪障害者職業能力開発校 | ＣＡＤ技術  ＯＡビジネス  Ｗｅｂデザイン | １年 | 障がいの種別問わない |
| オフィス実践 | １年 | 障がいの種別問わない(重度視覚障がい応募可) |
| ワークサービス | １年 | 知的障がい |
| 職域開拓 | ６か月 | 精神障がい |
| Ｊｏｂチャレンジ | ６か月 | 発達障がい |
| 北大阪高等職業技術専門校 | ワークトレーニング | １年 | 知的障がい |
| 夕陽丘高等職業技術専門校 | ワークアシスト | １年 | 知的障がい |
| ジョブステップ | ６か月 | 精神障がい |
| キャリアチャレンジ | ６か月 | 発達障がい |
| 日本ライトハウス  視覚障害リハビリテーションセンター | 情報処理（パソコン活用）  ビジネス（電話交換、会計・経営） | １年 | 視覚障がい |
| ※大阪市職業リハビリテーションセンター | ＩＣＴテレワーク | １年 | 障がいの種別問わない |
| オフィス実務科 | １年 | 身体障がい |
| ビジネスパートナー科  ワーキングスキル | １年 | 知的障がい |
| ワークアドバンスト | １年 | 精神障がい |
| ジョブ・コミュニケーション | １年 | 発達障がい |
| ※摂津市障害者職業能力開発センター | ＯＡ実務 | １年 | 身体障がい |
| 実務作業 | １年 | 知的障がい |
| 大阪市職業指導センター | 総合流通 | １年 | 知的障がい |
| 大阪ＩＮＡ職業支援センター | パン・菓子製造  園芸  グリーンハーベスト | １年 | 知的障がい |

　　※令和６年４月以降は、※印の施設については人材育成課(P15)までお問合せください。

**◆障がい者短期職業訓練の訓練修了生**

**〈訓練実施主体〉**

**社会福祉法人、企業等の民間教育訓練機関**

**〈主な訓練科目〉**

**◇事務…パソコン事務科など**

**◇軽作業…総合実技科、作業習得科など**

**◇その他…介護職員初任者養成研修科、パソコン＋Webデザインスキル養成科など**

**【チャレンジ雇用で働く障がい者】**

チャレンジ雇用とは、国や各自治体が知的障がい者・精神障がい者を非常勤職員として雇用し、  
１～３年間の業務経験を経て、企業等への就労につなげる取組みです。

知的障がい者…本庁舎と咲洲庁舎の２箇所に設置された集中事務センター（ハートフルオフィス）で、大量文書発送準備作業や資料セット、簡易なデータ入力などの事務補助作業に従事

精神障がい者…各職場で、データ入力や書類作成、備品管理等の事務作業に従事

■知的障がいのある府立学校の卒業生を対象にした就労支援

・・・（お問合せ先　大阪府教育庁教育総務企画課　P15）

　　 知的障がいのある府立学校の卒業生を「教育庁ハートフルオフィス（大阪府教育センター内に設置）」で非常勤職員として雇用し、事務補助作業や研修補助等の業務経験を通じて「仕事を続けられる力」を養えるよう、約２年間の就労支援を行っています。

　　障がい者雇用をお考えの事業主の方で、教育庁ハートフルオフィスの見学等をご希望される方は、お問合せ先までご連絡をお願いします。

■清掃業務を活用した知的障がい者等の就労支援

・・・(お問合せ先　大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(愛称;エル・チャレンジ) P15)

日常清掃や屋外清掃、除草など府有施設等における清掃業務を通じた実践的な就労訓練(職場マナーや清掃技術の習得)により、これまで1,000名を超える訓練生がビルメンテナンス企業をはじめ医療法人など様々な分野で就職しています。

専門スタッフが責任を持って、就職から就職後の職場定着まで一貫した支援を行います。清掃業務等で障がい者雇用をお考えの事業主の方は、お問合せ先までご連絡をお願いします。

障がい者雇用に積極的な企業に対する表彰制度・認定制度・ＰＲ

４

■大阪府障がい者雇用貢献企業（ハートフル企業）顕彰制度

・・・(お問合せ先　大阪府商工労働部就業促進課 P15)

大阪府では、障がい者雇用の一層の拡大を図るため、障がい者の雇用や職業教育に関し、特に優れた取組みをしている事業主を顕彰し、その功績を讃えるとともに、広く府民に周知します。

（令和４年度受賞企業）

・ハートフル企業大賞　「株式会社サクセス」

・ハートフル企業チャレンジ応援賞　「グローバルコミュニティ株式会社」

「理化工業株式会社」

・ハートフル企業教育貢献賞　「株式会社ショーエイコーポレーション」

「ＯＳＰハートフル株式会社」

■障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（愛称：もにす）

・・・(お問合せ先　大阪労働局職業対策課 P14)

個々の中小事業主における障がい者雇用の進展に対する社会的な関心を喚起し、障がい者雇用に対する経営者の理解を促進するとともに、先進的な取組を進めている事業主が社会的なメリットを受けることができるよう、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度が創設されました。

＜認定のメリット＞

○自社の商品、広告等への認定マークの使用　○求人票への認定マークの表示

○認定マークの使用によるダイバーシティ・働き方改革等の広報効果

○採用・人材確保の円滑化　○好事例の相互参照・横展開

○日本政策金融公庫の低利融資対象

○公共調達などの加点評価の対象になる場合あり

○大阪労働局のホームページでの認定内容をご紹介します。

　＜認定基準の項目＞

雇用不足数が０であって、障がい者を１人以上雇用し、障害者雇用促進法及び同法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がない事業主のうち、以下の評価項目ごとに加点方式で採点し、一定以上の得点のある事業主が認定されます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大項目 | 中項目 | 小項目 |
| 取組  （アウトプット） | 体制づくり | ①組織面　②人材面 |
| 仕事づくり | ③事業創出　④職務選定・創出  ⑤障がい者就労施設等への発注 |
| （障がい特性に配慮した）環境づくり | ⑥職務環境　⑦募集・採用  ⑧働き方　　⑨キャリア形成  ⑩その他の雇用管理 |
| 成果  （アウトカム） | 数的側面 | ⑪雇用状況　⑫定着状況 |
| 質的側面 | ⑬満足度、ワーク・エンゲージメント  ⑭キャリア形成 |
| 情報開示  （ﾃﾞｨｽｸﾛｰｼﾞｬｰ） | 取組（アウトプット） | ⑮体制・仕事・環境づくり |
| 成果（アウトカム） | ⑯数的側面　⑰質的側面 |

■大阪府障がい者サポートカンパニー制度

・・・・・(お問合せ先　大阪府福祉部自立支援課　P15 ・ 商工労働部就業促進課　P15)

障がい者の雇用や職場実習の継続的な受け入れなど、障がい者の雇用や就労支援に積極的に取り組む事業主を「障がい者サポートカンパニー」又は「障がい者サポートカンパニー優良企業」として登録し、その取組みを広く周知いたします。

○「障がい者サポートカンパニー」のメリット

・ロゴマークの活用（企業ＰＲ等）

・大阪府のホームページで障がい者の雇用や就労支援に関する取組みをご紹介します。

・サポートカンパニー交流会やメールマガジンによる情報提供を行います。

・「ハートフル企業顕彰（知事表彰）」の選考の際の加点対象となります。

○「障がい者サポートカンパニー優良企業」のメリット

・上記に加えて、融資メニューにおいて、金利優遇等があります。

（※ご利用については、融資もしくは保証をお約束するものではありません。）

詳しくは、大阪府障がい者サポートカンパニーホームページをご参照ください。メールマガジンの登録を希望される方もこちらのホームページをご参照ください。（<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syougaisyasapo-tokan.html>）

障がい者雇用に積極的な企業に対する税制優遇制度

５

■大阪府ハートフル税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先　大阪府商工労働部就業促進課 P15)

「特定特例子会社」「重度障がい者多数雇用法人」「障がい者多数雇用中小法人」に対し、法人事業税を軽減します。ここでは、「障がい者多数雇用中小法人」に対する優遇税制について紹介します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 障がい者多数雇用中小法人の主な要件 ※ | 軽減内容 | 適用年度 |
| 雇用する労働者の数が常時100人以下の法人で、平均雇用障がい者数（府内の事務所等における各事業年度に属する各月初日に雇用する障がい者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数）が次の数を超えるもの   1. 平均雇用労働者数が43.5人未満の場合は２人 2. 平均雇用労働者数が43.5人以上87人未満の場合は3人 3. 平均雇用労働者数が87人以上100人以下の場合は4人   ※詳細は、大阪府商工労働部就業促進課までお問い合わせください | 現行税率の ９／１０ ただし、軽減額に上限があります。 | 平成22年4月 1日から令和７年3月31日までの間に開始する各事業年度 |

■国の税制優遇制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先　大阪労働局職業対策課 P14)

○事業所税の軽減措置

【資産割】

障がい者を多数雇用する事業所の事業主が助成金（重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金）の支給を受けて施設の設置を行った場合、その施設で行う事業にかかる事業所税について、課税標準となるべき事業所床面積の２分の１に相当する部分を控除できます。

要件：雇用している障がい者数が10人以上、かつ労働者総数に占める障がい者割合が５０％以上

【従業員割】

事業所税の課税標準となるべき従業員給与総額の算定について、障がい者に支払う給与総額を控除できます。

○不動産取得税の軽減措置（令和４年度末で廃止）

障がい者を多数雇用する事業所の事業主が、助成金（重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金）の支給を受けて事業用施設を取得し、引き続き3年以上、事業用に使用した場合には、その施設の取得に伴う不動産取得税について、取得価格の１０分の１相当額に税率を乗じた額が減額されます。対象となる事業所の要件は、雇用している障がい者数が20人以上、かつ労働者の総数に占める障がい者の割合が５０％以上です。

○固定資産税の軽減措置（令和４年度末で廃止）

障がい者を多数雇用する事業所（不動産取得税の軽減措置の対象となる事業所の要件と同じ）が、助成金（重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金）の支給を受けて取得した事業用施設に係る固定資産税について、取得から５年間、課税標準となるべき価額の６分の１に障がい者の雇用割合及び税率を乗じた額が減額されます。

○助成金の非課税措置

国や地方公共団体の補助金、納付金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金（障害者作業施設設置等助成金等）の支給を受け、それを固定資産の取得または改良に使った場合、その助成金分については圧縮記帳により損金算入（法人税）、または総収入金額に不算入（所得税）とすることができます。

障がい者雇用に積極的な企業に対する融資制度

６

■日本政策金融公庫による融資制度＜働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）＞

・・・(お問合せ先　日本政策金融公庫各支店 Ｐ17)

|  |  |
| --- | --- |
| ご利用いただける方 | 障害者の雇用または障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む方 |
| 資金のお使いみち | 働き方改革実現計画を実施するために必要な設備資金および運転資金 |
| 融資限度額 | ＜中小企業事業＞  　７億2,000万円  （うち運転資金2億5,000万円） |
| 利率（年） | ＜中小企業事業＞  　2億7,000万円まで　 特別利率①  特別利率②  2億7,000万円超　　 基準利率  ※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。 |
| ご返済期間 | 設備資金：２０年以内　運転資金：７年以内 |

■大阪府制度融資「チャレンジ応援資金【金融機関提案型】」

●関西みらい銀行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先　関西みらい銀行各支店　Ｐ17)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資金名 | 融資対象 | 融資限度額 | 融資利率（金利を軽減）・  融資期間 |
| 関西みらい「成長支援」融資 | 大阪府で事業を営んでおり、成長に向けた事業計画を有している中小企業・個人事業主のお客さま  ※「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録企業」に該当する方は、金融機関所定金利より0.1％優遇 | 【信用保証付き】  　2億8千万円  （うち無担保  8,000万円）  【信用保証なし】  10億円  （保証付分含む） | ≪融資利率≫  金融機関所定金利  ≪融資期間≫  【信用保証付】  運転（有担保・無担保）  ６か月以上７年以内  　設備（有担保）  ６か月以上20年以内  　設備（無担保）  　　６か月以上10年以内  【信用保証なし】  運転（有担保・無担保）  ６か月以上７年以内  　設備（有担保・無担保）  　　６か月以上20年以内  ［いずれも据置期間１２か月以内］ |

　※他に「関西みらい「ものづくり企業応援」融資」と「関西みらい「設備投資応援」融資」があります。

７

府の発注業務等における障がい者雇用の評価（行政の福祉化の取組み）

■公共工事発注における障がい者の雇用・就業促進

府が発注する建設工事の入札参加資格の等級区分評点において、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用率を超える障がい者を雇用している企業に対し、福祉点として８点を加算します。

■総合評価一般競争入札における障がい者雇用の評価

府有施設の清掃等業務及び府が発注する建設工事等の受託事業者を選定する総合評価一般競争入札制度において、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用率又は法定雇用障害者数を超えて障がい者を雇用している入札参加者や職場環境整備等支援組織を活用して障がい者等の雇用に際して支援を行う入札参加者に対し、公共性評価の中で加点します。（建設工事等については障害者雇用率のみ）

■指定管理における障がい者雇用の評価

公の施設の指定管理者の選定にあたって、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用率を超えて障がい者を雇用している取組や職場環境整備等支援組織を活用して障がい者等の雇用に際して支援を行うことなどを審査基準等に盛り込んでいます。

■公募型プロポーザル方式における障がい者雇用の評価

府の商工労働部が行う公募型プロポーザル方式において、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用率又は法定雇用障害者数を超えて障がい者を雇用している入札参加者に対し、府施策への協力の中で加点します。

障がい者の雇用・就労に関する大阪府からのお願い

８

■支援学校等生徒への就労支援・・・(お問合せ先　府立支援学校：大阪府教育庁支援教育課 P15  
自立支援推進校・共生推進校：大阪府教育庁高校教育改革課 P15)

障がいのある生徒の就労支援を進めるうえで、職場実習生を受入れていただける事業所は不可欠です。府立支援学校高等部及び府立高等学校自立支援推進校・共生推進校の職場実習生の受入れにご協力いただける事業主の方は、ご連絡をお願いします。また、生徒の積極的な採用にご理解をお願いします。

≪職場実習について≫  
職場実習については、教育活動の一環として実施しますので、報酬は不要です。また、実習に伴う交

通費、食費等も本人（保護者）負担です。なお、実習中のけがや事故は、学校の保険で対応します。

■企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業

・・・(お問合せ先　一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（愛称：Ｃ-ＳＴＥＰ） P16)

当事業では、支援学校等で就職をめざす生徒の障がい特性や能力等に関する情報の収集、個別にカウンセリングを行うとともに、企業等を訪問し、職場体験実習の場の確保や就職先の開拓を行い、企業等への支援学校等生徒の就職実現に向けたマッチングを行っています。

職場体験実習の場の提供や障がい者雇用をお考えの事業主の皆様のご協力よろしくお願いいたします。

■IＴを活用した就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先　大阪府ＩＴステーション P15)

大阪府ＩＴステーションでは、ＩＴスキルを習得して就労を希望する障がい者の方に対して、実務を想定したＩＴ講習や企業の求人ニーズを踏まえた就労訓練を行っています。訓練生に対しては、就労後の職場定着支援も行っていますので、ＩＴスキルを必要とする障がい者の雇用をお考えの事業主の皆様は、ぜひお問い合わせ先までご連絡をお願いします。

■在宅就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先　中津サテライトオフィスP15)

在宅就労を希望する障がい者を対象にテレワーク業務など企業等から受注したＩＴ関連業務の斡旋・分配を行い、障がい者の就労促進と経済的自立の支援に取り組んでいます。

ホームページ制作、会議録の作成（テープ起こし・反訳）、各種データ入力作業・データベース作成及びビジネス文書作成など、ITに関する業務の発注にご協力いただける事業主の方は、お問合せ先までご連絡をお願いします。

■共同受注窓口における福祉施設への業務発注支援（工賃向上計画支援）

・・・(お問合せ先　一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構 P16)

府内には一般企業での就労が難しい方が支援を受けながら働く「就労継続支援事業所」が多数あり、事業所の工賃水準の向上のため「工賃向上計画支援事業」を行っています。障がい福祉施設への発注拡大に向けた取り組みとして、企業ニーズと福祉施設をコーディネートする共同受注窓口を運営しています。

障がい者福祉施設への業務の発注、製品購入等にご協力いただける事業主の方は、お問合せ先までご連絡をお願いします。

≪共同受注窓口における発注例≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　容 | | 詳　細 |
| 製品購入 | 記念品・ノベルティ | エコバッグ、生活雑貨、アクセサリー・小物など |
| 業務発注 | 軽作業 | 封入・加工・組立・梱包などの軽作業、印刷、清掃など |
| 販売協力 | 出店販売 | 社員食堂やイベント時における販売スペースの提供 |

■大阪ハートフル基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先　大阪府商工労働部就業促進課 P15)

大阪ハートフル基金（障害者雇用促進基金）は、障がい者の働く場と機会を広げるため、府民や企業の皆様から広くご寄附を募り、障がい者雇用に取り組む事業主の皆様を応援します。障がい者がいきいきと働く大阪の実現に向け、皆様のあたたかいご支援をお願いします。

〔基金の概要〕・創設：平成２１年１０月

・使途：精神・発達障がい者等の職場定着支援

障がい者の雇用や就労支援に積極的な企業の取組みに関するＰＲ　など

・寄附のお申し込み方法等については、以下のホームページをご覧下さい。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/kikin/>

**－お願い－**

**～就労継続支援（A型・B型）事業所の施設外就労へのご協力のお願い～**

　大阪府内には一般企業での就労が難しい方が支援を受けながら働く「就労継続支援事業所」（以下、事業所）が約１,８００か所あり、約３１,０００人の障がいのある方が働いています。

　事業所での仕事の多くは、一般企業からの発注や委託によるもので、事業所で働く障がいのある方は、一般企業からの仕事に取り組むことで、賃金や工賃を得ています。そのうち、「就労継続支援Ｂ型事業所」で働く障がい者の平均工賃月額は、１人あたり１２,７８６円（令和３年度）と全国平均の１６,５０７円を大きく下回っています。

　大阪府では、事業所で働く障がいのある方への支援として、事業主の皆さまに対し、事業所に対する業務発注や業務委託の促進をお願いしてきました。事業所で働く障がいのある方にとって、皆さまからお受けした仕事に取り組むことは、賃金や工賃の向上だけでなく、次のステップである、一般企業での就労に向けた訓練になっています。

　とりわけ、事業所で働く障がいのある方が企業に出向いて仕事を行う「施設外就労」は、普段、事業所内での作業が多い障がいのある方が、「一般企業での仕事」や「様々な人との関りながらの仕事」を経験できる貴重な機会にもなり、障がいのある方の就労を応援することにもつながります。

　ぜひ一度事業主皆さまには、「施設外就労」の受入れにご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

　(お問合せ先　大阪府福祉部自立支援課　P15)

**～精神障がい者社会生活適応訓練事業の協力事業所を募集しています～**

　大阪府では、精神障がいのある方が、支援機関※のサポートを受けながら、大阪府が認めた企業など（**協力事業所**）での就労訓練や社会経験を通じて自立を図ることを目的とした「精神障がい者社会生活適応訓練事業」を実施しています。（※支援機関…障害福祉サービス事業所（就労移行支援事業所や就労継続支援B型事業所等）や地域の障害者就業・生活支援センター等）

「協力事業所」とは、支援機関と連携しながら、精神障がいのある方に就労訓練の場を提供していただき、社会復帰や就労に向けた実践的な訓練の実施にご協力いただく事業所です。

本事業による訓練は、協力事業所にとって、訓練を通じて、精神障がいのある方を雇用するにあたり必要な配慮や対処法などの理解を深めることができる機会となります。

協力事業所の登録にあたっては、事業所の環境や規模、訓練内容などの要件はありませんが、必要に応じて大阪府が現地へお伺いし、手続きの説明や訓練環境の確認などをすることがあります。

精神障がいのある方から訓練実施の希望があった場合は、大阪府から協力事業所へ訓練生の受入れの可否についてお伺いします。その後、支援機関と協力事業所で調整いただき、訓練希望者から支援機関を通じて、大阪府へ訓練の申請をしていただきます。

なお、大阪府から協力事業所へは、訓練時間や日数に応じて委託料をお支払いします。

精神障がいのある方の訓練の受入れにご理解いただける事業所からの協力事業所への登録申込みをお待ちしています。詳しくは下記ホームページをご確認ください。

大阪府精神障がい者社会生活適応訓練事業ホームページ：

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syateki.html>

　(お問合せ先　大阪府福祉部自立支援課　P15)

**～ハートフル条例について～**

大阪府では、障がい者の有無にかかわらず、誰もが働くことに生きがいを感じながら充実した日々を過ごすことのできる地域社会の実現をめざしています。

そのため、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」を制定し法定雇用率（障がい者雇用率）の達成に向けて取り組んでいただくこととしております。

▶大阪府と関係のある事業主（府と契約締結、補助金の交付決定、指定管理者の指定）の皆様

障がい者の雇用状況を大阪府知事に報告していただく必要があります。

詳しくはこちら

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/kouhouchirashi.html>

▶法定雇用率未達成の特定中小事業主（府内にのみ事務所・事業所を有する常用雇用労働者43.5人以上100人以下の事業主）の皆様

6月1日現在の障がい者の雇用状況を、毎年10月1日までに大阪府知事に報告するよう努めていただく必要があります。

詳しくはこちら

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/tokuteityusyo.html>

　(お問合せ先　大阪府商工労働部就業促進課　P15)

**～精神障がい者・発達障がい者の職場定着に向けた取組み～**

大阪府では、精神・発達障がい者に対する正しい理解と職場内の協力体制など、職場環境の整備等に取り組もうとする事業主の皆様を対象に、障がい特性を学ぶための研修・セミナーや精神・発達障がい者が働く企業での体験型研修、障がい特性に配慮した職場体験の受入れを進めるための事業主と求職者とのマッチング会を開催しています。

事業主の皆さま、精神・発達障がい者の雇用、職場定着に向けた取組みに活かしていただきますよう、ご参加をお待ちしています。

（主な取組み）

○人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業

　　○精神・発達障がい者を中心とした職場体験受入れマッチング支援事業

　　詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/management/>

　　(お問合せ先　大阪府商工労働部就業促進課　P15)

**～障がい者を対象とした職業訓練（就職のための即戦力人材養成科）の**

**協力事業所を募集しています～**

障がい者の職業訓練に協力いただける事業所に対し大阪府が委託金（訓練費）を支払う事業です。

職業訓練計画の策定や進め方については、障害者職業訓練コーディネーターにご相談ください。

詳しくは、大阪府人材育成課委託訓練グループまでお問い合わせください。

○職業訓練の期間：１か月（訓練時間は100時間を標準（下限60時間）とします。）

○委託契約金額：訓練受講生１名につき66,000円（中小企業等の場合は99,000円）を上限。

≪職業訓練について≫

この事業は、職業訓練として実施しますので、賃金は発生しません。また、実習に伴う交通費、食費等も訓練生の負担です。

　(お問合せ先　大阪府商工労働部人材育成課　P15)

**～雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務～**

**障がい者に対する差別の禁止**

事業主は、募集・採用において、障がい者に対して障がい者でない者と均等な機会を与えなければなりません。また、賃金・教育訓練・福利厚生その他の待遇について、障がい者であることを理由に障がい者でない者と不当な差別的取扱いをしてはなりません。（障害者雇用促進法第34～35条）

**障がい者に対する合理的配慮**

事業主は、障がい者と障がい者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するため、募集・採用に当たり障がい者からの申出により障がいの特性に配慮した必要な措置を講じなければなりません。  
　また、障がい者である労働者と障がい者でない労働者との均等待遇の確保や、障がい者である労働者の能力発揮の支障となっている事情を改善するため、障がいの特性に配慮した、施設整備、援助者の配置などの必要な措置を講じなければなりません。ただし、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすこととなる場合は、この限りではありません。（障害者雇用促進法第36条の２～36条の４）

(お問合せ先　大阪労働局・ハローワーク P14)

障がい者の雇用を支援する機関・施設(お問合せ先)

９

大阪労働局 職業対策課

【所在地】　大阪市中央区常盤町１－３－８　中央大通ＦＮビル　２１階

【電話番号】０６－４７９０－６３１０

大阪労働局 助成金センター

【所在地】　大阪市中央区常盤町１－３－８　中央大通ＦＮビル　９階

【電話番号】０６－７６６９－８９００

公共職業安定所（ハローワーク）

　大阪府内には、１６か所のハローワークが設置されています。

　各ハローワークの開庁時間や連絡先については、次のホームページからご確認ください。

【ＨＰ】[https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/](https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部　大阪障害者職業センター及び南大阪支所

□大阪障害者職業センター

【所在地】　大阪市中央区久太郎町２－４－１１　クラボウアネックスビル　４階

【電話番号】０６－６２６１－７００５ 【ＦＡＸ番号】０６－６２６１－７０６６

【ＨＰ】　　<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/osaka/index.html>

□大阪障害者職業センター南大阪支所

【所在地】　堺市北区長曽根町１３０－２３　堺商工会議所会館　５階

【電話番号】０７２－２５８－７１３７　【ＦＡＸ番号】０７２－２５８－７１３９

【ＨＰ】　　<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/osaka/index.html>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部　高齢・障害者窓口サービス課

【所在地】　摂津市三島１－２－１

【電話番号】０６－７６６４－０７２２　【ＦＡＸ番号】０６－７６６４－０３６４

大阪府 福祉部 自立支援課

【所在地】　大阪市中央区大手前３－２－１２　大阪府庁別館　１階

【電話番号】０６－６９４４－９１７７　【ＦＡＸ番号】０６－６９４２－７２１５

大阪府障がい者雇用促進センター（大阪府 商工労働部 就業促進課）

【所在地】　大阪市中央区北浜東３－１４　エル・おおさか本館　１１階

【電話番号】０６－６３６０－９０７７　【ＦＡＸ番号】０６－６３６０－９０７９

【ＨＰ】 　 <https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/index.html>

大阪府 商工労働部 人材育成課

【所在地】　大阪市住之江区南港北１－１４－１６　大阪府庁咲洲庁舎　２４階

【電話番号】０６－６２１０－９５３１、９５３２　【ＦＡＸ番号】０６－６２１０－９５２８

大阪府 教育庁

【所在地】　大阪市中央区大手前３－２－１２　大阪府庁別館　５階

【電話番号】０６－６９４１－０３５１（代表）

　 支援教育課（内線４７３６）　高校教育改革課（内線３２９０）

教育総務企画課（内線３４１８）

【ＦＡＸ番号】０６－６９４４－６８８８

大阪府ITステーション

【所在地】 大阪市天王寺区上汐４－４－１ 夕陽丘高等職業技術専門校内（１階、２階）

【電話番号】０６－６７７６－１２２２ 【ＦＡＸ番号】０６－６７７６－１２８１

【ＨＰ】 <http://www.itsapoot.jp/>

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(愛称:エル・チャレンジ)

【所在地】　大阪市中央区法円坂１－１－３５　大阪市教育会館　３階

【電話番号】０６－６９２０－３５２１　【ＦＡＸ番号】０６－６９２０－３５２２

【ＨＰ】　　<http://www.l-challenge.com/>

中津サテライトオフィス（社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会）

【所在地】　大阪市北区中津１－４―１０

【電話番号】０６－６３７４－１４８１　【ＦＡＸ番号】０６－６３７４－１６１４

【ＨＰ】　　<http://www.v-aid.org/>

大阪市職業リハビリテーションセンター（社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会）

【所在地】　大阪市平野区喜連西６－２－５５

【電話番号】０６－６７０４－７２０１　【ＦＡＸ番号】０６－６７０４－７２７４

【ＨＰ】　　<https://www.v-sien.org/index.html>

大阪市職業指導センター（社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会）

【所在地】　大阪市住之江区泉１－１－１１０

【電話番号】０６－６６８５－９０７５　【ＦＡＸ番号】０６－６６８５－８０６４

【ＨＰ】　　<https://www.v-sien.org/jigyoudata/sidou/>

視覚障害リハビリテーションセンター（社会福祉法人日本ライトハウス）

【所在地】　大阪市鶴見区今津中２－４－３７

【電話番号】０６－６９６１－５５２１　【ＦＡＸ番号】０６－６９６１－６２６８

【ＨＰ】　　<http://www.lighthouse.or.jp/>

摂津市障害者職業能力開発センター（社会福祉法人摂津宥和会）

【所在地】　摂津市鳥飼上５－２－８

【電話番号】０７２－６５３－１２１２　【ＦＡＸ番号】０７２－６５３－０３００

【ＨＰ】　　<https://settsu-kusunoki.org/>

大阪INA職業支援センター（社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団）

【所在地】　箕面市稲６－１５－２６

【電話番号】０７２－７２９－７０２１　【ＦＡＸ番号】０７２－７２９－８０４１

【ＨＰ】　　<https://www.sfj-osaka.net/11inashokugyo/>

一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター(愛称:Ｃ-ＳＴＥＰ)

【所在地】　大阪市中央区常盤町１－３－８　中央大通ＦＮビル　１４階

【電話番号】０６－６９４０－６６００　【ＦＡＸ番号】０６－６９１０－６０３３

【ＨＰ】　　<https://www.c-step.or.jp/>

一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構

【所在地】　大阪市中央区法円坂１－１－３５

【電話番号】０６－６９４９－３５５１　【ＦＡＸ番号】０６－６９２０－３５２２

【ＨＰ】　　<http://l-challe.com/kouchin/>

障害者就業・生活支援センター

　障がい者の身近な地域で、関係機関との連携拠点として連絡調整を行いながら、就業及びそれに伴う日

常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、センター利用者を雇用する事業主に対する相談・

助言も実施しています。

府内には、１８か所のセンターが設置されています。各センターの連絡先は、大阪府ホームページをご確認ください。

【ＨＰ】<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/shuupotsu.html>

大阪ろうあ会館（公益社団法人大阪聴力障害者協会）

聴覚障がい者等を雇用又は雇用しようとしている事業者を対象に、職場での話し合いや相談・面談等に手話のできる専門相談員が同席するなど、聴覚障がい者等の職業生活上の問題解決のために必要な支援を行います。

（※大阪府「聴覚障がい者等ワークライフ支援事業」受託団体）

【所在地】大阪市東成区中道１丁目３番５９号　大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター　3階

【電話番号】06－6748ー0380

【ＨＰ】<https://daicyokyo.jp/roua/guidance/job/worklife.html>

大阪難病相談支援センター

NPO法人大阪難病連に業務を委託し、難病患者及びその家族の生活上の悩みなどについて電話や面談による相談、患者会の紹介や大阪労働局から派遣された「難病患者就職サポーター」とともに就労支援（予約制）を実施しています。詳しくは下記ホームページでご確認ください。

【所在地】大阪市住吉区万代東３丁目１－４６　大阪府こころの健康総合センター　3階

【電話番号】０６－６９２６－４５５３

【ＨＰ】<https://www.nanbyo.osaka/>

大阪難病医療情報センター

大阪急性期・総合医療センターに業務を委託し、難病に関する専門的知識の集約、医療相談や大阪労働局から派遣された「難病患者就職サポーター」とともに就労支援（予約制）を実施しています。詳しくは下記ホームページでご確認ください。

【所在地】　大阪市住吉区万代東3－1－56　大阪急性期・総合医療センター内　本館3階

【電話番号】０６―６６９４－８８１６

【ＨＰ】<https://www.gh.opho.jp/hospital/osaka/2.html>

日本政策金融公庫各支店

日本政策金融公庫の各支店につきましては、次のホームページでご確認ください。

【ＨＰ】<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

関西みらい銀行各支店

関西みらい銀行の各支店につきましては、次のホームページでご確認ください。

【ＨＰ】<https://www.kansaimiraibank.co.jp/tenpo_atm/>